

令和2年4月改正浄化槽法が施行されました。

【法改正の背景】

- ①環境負荷の高い既存単独処理浄化槽から、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。
- ②水質に関する定期検査の公平な受検を促進させるために、浄化槽台帳の整備が必要。

【法改正の主な内容】

- ①特定既存単独処理浄化槽に対する措置
特定既存単独処理浄化槽とは、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもので、知事等は除却あるいは合併処理浄化槽への転換等必要な措置をとるよう勧告、命令できます。
- ②浄化槽の使用を休止(標準的目安として1年以上)する場合の義務の免除
浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を知事等に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務が免除されます。

【浄化槽に関するお問合せ窓口】

●兵庫県の行政窓口

担当部署	連絡先(電話番号)	お住まいの市町
兵庫県環境部環境整備課	(078)341-7711(代表)	
1 阪神北県民局県民躍動室環境課	(0797)83-3146(直通)	猪名川町
2 東播磨県民局県民躍動室環境課	(079)421-9130(直通)	稲美町、播磨町
3 北播磨県民局県民躍動室環境課	(0795)42-9377(直通)	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
4 西播磨県民局県民躍動室環境課	(0791)58-2137(直通)	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
5 但馬県民局県民躍動室環境課	(0796)26-3650(直通)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
6 丹波県民局県民躍動室環境課	(0795)73-3877(直通)	丹波篠山市、丹波市
7 淡路県民局県民躍動室環境課	(0799)26-2072(直通)	洲本市、南あわじ市、淡路市

●保健所設置市等の行政窓口

担当部署	連絡先(電話番号)	お住まいの市町
8 神戸市環境局環境保全課	(078)595-6223(直通)	神戸市
9 姫路市農林水産環境局環境政策室	(079)221-2466(直通)	姫路市
10 尼崎市保健局保健部生活衛生課	(06)4869-3017(直通)	尼崎市
11 明石市環境産業局環境室環境保全課	(078)918-5740(直通)	明石市
12 西宮市環境局環境事業部美化第3課	(0798)33-0779(直通)	西宮市
13 芦屋市市民生活部環境・経済室環境課	(0797)38-2050(直通)	芦屋市
14 伊丹市市民自治部環境クリーンセンター業務課	(072)782-0968(直通)	伊丹市
15 加古川市環境部環境第2課尾上処理工場	(079)422-5560(直通)	加古川市
16 宝塚市環境部クリーンセンター管理課	(0797)87-4844(直通)	宝塚市
17 高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま	(079)447-1157(直通)	高砂市
18 川西市美化衛生部衛生管理課	(072)744-2500(直通)	川西市
19 三田市上下水道部下水道課	(079)559-5120(直通)	三田市

【法定検査に関するお問合せ窓口】

兵庫県知事指定浄化槽検査機関
一般社団法人 兵庫県水質保全センター
〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8
電話(078)306-6021(業務部浄化槽検査課)
URL: <https://www.hyogo-suishitsu.jp/>
E-mail: kensaka@hyogo-suishitsu.jp



●浄化槽法第11条に規定する検査の手数料は下記のとおりです。

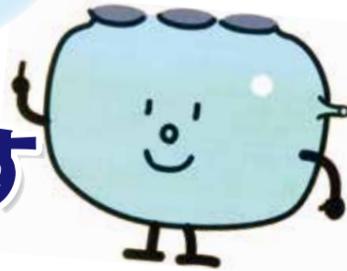
処理対象人員	金額	
	浄化槽(合併)	みなし浄化槽(単独)
20人以下	5,700円	5,500円
21~50人	8,100円	6,900円

※知事が定めた告示料金となっております。なお、浄化槽の種類や処理対象人員によって金額は異なってきます。



浄化槽の管理は しっかりと!

使った水からのお願いです

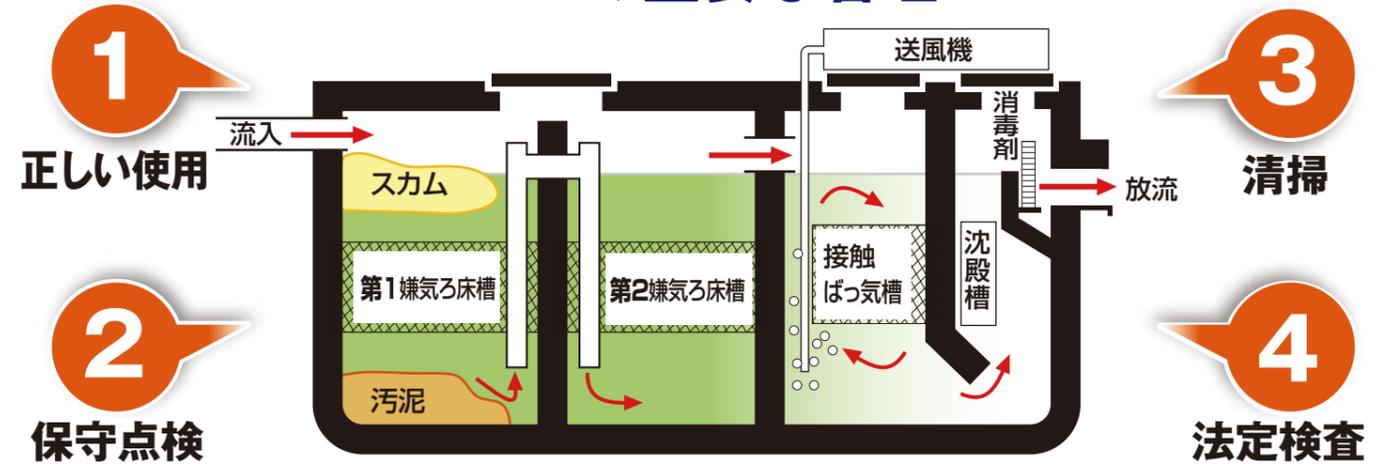


浄化槽を正しく管理してきれいな水環境を!

「浄化槽」は、皆様の日常生活において発生する水洗トイレの汚水と台所、浴室等の生活雑排水を、身近な場所で効率よく適切に処理するもので、公共用水域等の水質の保全等を図るために重要な役割を担っています。

美しい自然と水環境を守りながら、快適な日常生活を実現するためにも、しっかりと浄化槽の維持管理をしましょう。

浄化槽をお使いになっている方に守っていただく 4つの重要な管理



※処理方式によっては、上記の構造とは多少異なっております。
※浄化槽は、し尿と生活雑排水(台所や風呂等の排水)を処理する合併処理浄化槽と、便所のし尿のみを処理するみなし浄化槽(単独処理浄化槽)があります。みなし浄化槽は、法改正で平成13年4月から新設が禁止され、現在使用されているものについても「し尿」と「生活雑排水」を処理できる「合併処理浄化槽」への切り替えが求められています。

●兵庫県知事指定浄化槽検査機関 指令環 第686号

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ: <https://www.hyogo-suishitsu.jp/>

兵庫県環境部環境整備課 監修



エコアクション21
認証番号 0002335

